

令和3年4月8日

保護者の皆様へ

有田市教育委員会
教育長 前田 悦雄

新型コロナウイルス感染症への対応について

春陽の候、保護者の皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

お子さんの進級、進学、おめでとうございます。

さて、コロナ禍の中、有田市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、今年度も各校で感染防止対策の徹底をはかっていきます。

また、「児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認したとき」の対応や、「小学校と中学校における出席停止の取扱い」などについては、下記のとおりとしますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

記

I 児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認したとき

湯浅保健所の指導を受けるとともに、協議を行い、次のように対応します。

A	学校内で感染が拡大する危険性があるため、 <u>臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）をする場合</u>	<u>臨時休校をする学校の保護者の皆様に、学校メールなどで必要な情報をお知らせします。</u> 学校から届く情報（学校メール・お便り・電話など）の取りあつかいには、十分注意していただき、冷静な対応をお願いします。
B	学校内で感染が拡大する危険性がなく、 <u>臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）をする必要がないと判断した場合</u>	<u>基本的に、保護者の皆様へのお知らせは起こりません。</u> 陽性者や濃厚接触者は、出席（出勤）停止とします。

※ 『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例』をふまえ、和歌山県庁が公表する内容以上の個人情報については、有田市教育委員会や学校から、公表したりお伝えしたりすることはできません。

（裏面に続きます）

II 小学校と中学校における出席停止の取扱い

	基準	出席停止期間
①	<u>陽性</u> と判明した場合	<u>治癒するまでの期間</u> ※ 医師が判断します。
②	<u>濃厚接触者</u> と判断された場合	<u>感染者と最後に接触した日を0日として14日間</u> ※ 保健所がくわしく指示します。
③	<u>PCR検査を受けた場合</u> ※ 濃厚接触者以外	<u>検査結果が判明するまでの期間</u>
④	<u>発熱、咳、のどの痛み、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、鼻水、鼻づまり、嗅覚・味覚異常、頭痛、下痢</u> などの <u>かぜの症状</u> がある場合	<u>医師が必要と認める期間</u> ※ 病院を受診した日や受診の相談をした日も、出席停止となります。 ただし、「 <u>受診や受診相談をしない場合</u> 」や、「 <u>新型コロナウイルス感染症以外の診断が出た場合の翌日からの欠席</u> 」は、 <u>通常の欠席</u> となります。
⑤	その他、 <u>校長が出席停止を必要と認める場合</u>	<u>校長が必要と認める期間</u>

III 保護者の皆様へのお願い

- ・ 毎朝、ご家庭でお子さんの健康観察を行い、その結果を「健康チェック表」に記入してお子さんに持たせてください。発熱などのかぜの症状がある場合は、登校させないで、まずは、かかりつけ医などの身近な病院に、電話で相談してください。
- ・ 学校で発熱などの症状が出た場合は、連絡しますので、おむかえをお願いします。
- ・ 上の表の①～⑤の場合には、必ず次のことを学校に連絡してください。

- | |
|---|
| ①、②の場合：氏名、判明した日、症状、保健所から指示された内容
③、④の場合：氏名、受診した日、症状、受診した病院の名前、医師から指示された内容
⑤の場合：氏名、理由 |
|---|

- ・ お子さんや家族の方がPCR検査や抗原検査を受けたり、濃厚接触者になったりしたときは、校長へご連絡ください。プライバシーに気をつけながら、情報は管理職が取りあつかいます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、感染対策をどれだけ徹底しても感染する危険性がゼロになることはなく、だれでも感染する危険性がある ことをご理解いただき、感染者や濃厚接触者になった方が 差別、いじめ、誹謗中傷 などを受けることがないように、人権に配慮した冷静な行動をお願いします。
- ・ 登校させることで感染するかもしれないなど、心配なことがありましたら、学校へご相談ください。